

令和6年第4回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和6年12月3日（火）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	12月3日 午前9時00分宣告（第1日）			
応 招 議 員	1 番	多 田 陽 子	2 番	山 岸 美登利
	3 番	志 治 市 義	4 番	石 原 裕 介
	5 番	飯 田 雅 広	6 番	板 倉 浩 幸
	7 番	三 浦 知 将	8 番	吉 田 正 昭
	9 番	加 藤 裕 子	10 番	富 田 さとみ
	11 番	伊 藤 俊 一	12 番	水 野 智 見
	13 番	安 藤 洋 一	14 番	佐 藤 茂
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横 江 淳 一	副 町 長	加 藤 正 人
	政 推 進 策 室	室 長	小 島 昌 己		
	総 務 部	部 長	鈴 木 敬	次 長 兼 税 務 課 長	鈴 木 孝 治
		総 務 課 長	藤 下 真 人		
	民 生 部	部 長	不 破 生 美	次 長 兼 環 境 課 長	石 原 己 樹
		住 民 課 長	戸 谷 政 司	保 險 医 療 課 長	後 藤 雅 幸
		健 康 推 進 課 長	小 澤 有 加	介 護 支 援 課 長	松 井 智 恵 子
	産 建 設 業 部	部 長	肥 尾 建 一 郎		
	上 下 水 道 部	部 長	伊 藤 和 光		
	消 防 本 部	消 防 長	竹 内 豊		
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	服 部 英 生	教 育 部 長 次	館 林 久 美
	議 事 務 会 局	局 長	萩 野 み 代	書 記	荒 木 慎 介
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第127条)				
	8 番	吉 田 正 昭	9 番	加 藤 裕 子	

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 蟹江町議会議員派遣について（報告）
- 日程第4 選挙第2号 蟹江町選挙管理委員会委員の選挙について
- 日程第5 選挙第3号 蟹江町選挙管理委員会委員補充員の選挙について
- 日程第6 議案第62号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 報告第5号 損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について
- 日程第8 議案第63号 蟹江町室及び部設置条例の一部改正について
- 日程第9 議案第64号 蟹江町個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第65号 令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第11 議案第66号 令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第67号 令和6年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第3号）
- 追加日程第13 選挙第2号 蟹江町選挙管理委員会委員の選挙について
- 追加日程第14 選挙第3号 蟹江町選挙管理委員会委員補充員の選挙について
- 追加日程第15 議案第62号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長 水野智見君

皆さん、おはようございます。

令和6年第4回蟹江町議会定例会を開催しましたところ、定刻までにご参集いただきありがとうございます。

議員のタブレット及び理事者の皆さんに議会運営委員会報告書が配付されています。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持込みを許可しています。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますようお願いします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、これより令和6年第4回蟹江町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には荒木慎介君を指名します。

ここで、去る11月22日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、安藤洋一君、ご登壇ください。

(13番議員登壇)

○議会運営委員長 安藤洋一君

皆さん、改めて、おはようございます。

議会運営委員長の安藤洋一でございます。

それでは、去る令和6年11月22日に開催されました令和6年第4回12月定例会第1回議会運営委員会の結果についてご報告を申し上げます。

お手元の資料に沿って読み上げてまいります。

1、会期の決定について。

令和6年12月3日火曜日、本日から12月24日火曜日までの22日間といたします。

2、議事日程について。

これは、月日、議事日程、備考の順に読み上げてまいります。

12月3日火曜日午前9時、議案上程、付託、精読とされた後に、人事案件、これは本日中に審議、採決をされます。終了の後、全員協議会。終了の後、議員総会を行います。人事案件等、選挙第2号、選挙第3号、議案第62号が本日中に審議、採決される予定です。

4日水曜日午前9時、3日に終了または開催できなかった場合の予備日となっております。

10日火曜日午前9時、総務民生常任委員会。付託事件審査、その後、所管事務調査が行われます。議案第63号、議案第64号について審査されます。その後、①ごみ処理について、②議会報告会に関しての調査が行われます。

17日火曜日午前9時、一般質問。終了の後、議会広報編集委員会。これは2月1日発行号

の割り付け等となっております。その後、議会運営委員会。これは意見書等の取りまとめとなっております。

18日水曜日午前9時、17日に終了または開催できなかった場合の予備日となっております。

24日火曜日午前9時、委員長報告の後、議案審議、採決、そして閉会となっております。

3、人事案件について。

(1) 選挙第2号「蟹江町選挙管理委員会委員の選挙について」。(2) 選挙第3号「蟹江町選挙管理委員会委員補充員の選挙について」。以上2件は、初日に追加日程により選挙を行います。選挙の方法は、議長の指名推選によるものといたします。(3) 議案第62号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」。これは、初日に追加日程により審議、採決をお願いいたします。

4、総務民生常任委員会所管事務調査について。

12月10日火曜日、付託事件審査終了後に、理事者からごみ処理についての説明を受けるとともに、議会報告会に關しての打合せを行うものであります。

5、意見書等について。

9月定例会から継続審議となっていた(1)と9月定例会以後に提出された(2)から(15)までの意見書の取扱いについては、一般質問終了後、議会運営委員会を開催し、協議をいたします。

読み上げます。

(1) 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書。

(2) 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書。

(3) 物価高に即した年金増額、公的年金制度の改善を求める意見書。

(4) 介護保険制度の改善を求める意見書。

(5) 介護労働者の労働環境の改善を求める意見書。

(6) 18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める意見書。

(7) 小中学校の給食費無償化を求める意見書。

(8) 障害児者の「暮らしの場」の拡充を求める意見書。

(9) 医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくすことを求める意見書。

(10) 子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで、拡充を求める意見書。

(11) 国民健康保険への愛知県独自の財政措置の強化を求める意見書。

(12) 小中学校給食無償化のための補助制度新設等を求める意見書。

(13) 感染症病床の増床・地域に必要な病床の確保を求める意見書。

(14) 地域医療介護総合確保基金を活用し医療・介護・福祉職場への補助を拡充することを求める意見書。

(15) 臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植ツーリズム等を防止するための法整備等を求める意見書。

以上であります。

6、その他。

(1) 議員総会について。

定例会初日の全員協議会終了後に開催をするものであります。

(2) 海部郡町村議会議員研修会について。

12月25日水曜日午後3時から、湯元館、会議室において、「議会広報活動における著作権侵害の回避とは」と題して研修会を行うものであります。

(3) その他。

12月定例会会期中、蟹江町花卉部会より提供されるポインセチアの鉢花を議場へ設置をいたします。

報告は以上であります。

(13番議員降壇)

○議長 水野智見君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 水野智見君

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番吉田正昭君、9番加藤裕子さんを指名します。

○議長 水野智見君

日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月24日までの22日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は22日間と決定しました。

○議長 水野智見君

日程第3 「蟹江町議会議員派遣について(報告)」を議題とします。

配付文書のとおり、会議規則第128条第1項ただし書の規定により、閉会中、議長において決定した議員派遣については、これをもってご報告に代えます。

○議長 水野智見君

日程第4 選挙第2号「蟹江町選挙管理委員会委員の選挙について」を議題とします。

選挙理由の説明を求めます。

○議会事務局長 萩野み代君

それでは、ご提案申し上げます。

選挙第2号「蟹江町選挙管理委員会委員の選挙について」。

地方自治法第182条第1項の規定により、蟹江町選挙管理委員会委員の選挙を行うものとする。

令和6年12月3日提出、蟹江町議会議長、水野智見。

選挙する委員の数は、4人です。

提案理由。この案を提出するのは、選挙管理委員会委員の任期が令和6年12月21日をもって任期満了となるため必要があるからである。

補足といたしまして、選挙いたします次の委員の任期は4年間。令和6年12月22日から令和10年12月21日までということになります。

1枚ページをおめくりいただきまして、参考といたしまして、現委員の名簿をつけてございます。

以上でございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長 水野智見君

選挙理由の説明が終わりましたので、選挙第2号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 水野智見君

ご異議なしと認めます。したがって、本案は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第5 選挙第3号「蟹江町選挙管理委員会委員補充員の選挙について」を議題とします。

選挙理由の説明を求めます。

○議会事務局長 萩野み代君

ご提案申し上げます。

選挙第3号「蟹江町選挙管理委員会委員補充員の選挙について」。

地方自治法第182条第2項の規定により、蟹江町選挙管理委員会委員補充員の選挙を行うものとする。

令和6年12月3日提出、蟹江町議会議長、水野智見。

選挙する補充員の数、4人。

提案理由。この案を提出するのは、選挙管理委員会委員補充員の任期が令和6年12月21日をもって任期満了となるため必要があるからである。

補足といたしまして、選挙いたします次の補充員の任期は4年間。令和6年12月22日から令和10年12月21日までということになります。

1枚、ページをおめくりいただきます。

参考といたしまして、現補充員の名簿をつけてございます。

以上でございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長 水野智見君

選挙理由の説明が終わりましたので、選挙第3号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 水野智見君

ご異議なしと認めます。したがって、本案は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第6 議案第62号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

改めまして、おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ご提案申し上げます。

議案第62号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」。

人権擁護委員候補者を次のとおり推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年12月3日提出、蟹江町長 横江淳一。

氏名、服部幸彦。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

提案理由。この案を提出するのは、神田雅彦委員が令和7年3月31日をもって解嘱となることに伴い、推薦する必要があるからでございます。

2ページをご覧ください。

候補者の略歴等でございます。

氏名、服部幸彦。

住所、生年月日は記載のとおりです。

職業、飛島村教育委員会生涯教育課公民館指導員。

公職歴等、なし。

賞罰、なし。

3ページをご覧ください。

参考といたしまして、人権擁護委員の任期一覧表でございます。

今回の服部委員は最下段でございます。任期は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間でございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○町長 横江淳一君

私からも推薦申し上げたいと思います。

被推薦者の服部幸彦さん、小中学校の教諭として、長きにわたり教育に携わられております。先生として、お勤めの際は、特に青少年問題協議委員会の委員を務められております。

人権課題に対する関心を大変強くお持ちの方でございますので、以上、人格、識見も高く、人望も厚いことなどから、適任者であると考えてございますので、どうぞよろしくお願いいたします申し上げます。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第62号は、精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第62号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第7 報告第5号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について」を議題とします。

報告を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご報告申し上げます。

報告第5号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について」。

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

次ページお願いいたします。

別紙としまして、専決内容が示されております。

1、専決年月日、令和6年11月6日。発生年月日、令和6年7月17日。発生場所、蟹江町本町二丁目地内。

概要。道路が舗装の劣化により、破損し、一部段差がある状態になっていた上を相手方車両が通過した際に、車両下部を破損させ、物的損害を与えたもの。相手方、蟹江町在住者1名。所属、土木農政課。損害賠償の額、6万4,006円。

この案件につきましては、町長の専決事項指定により、あらかじめ定められた50万円以下の損害賠償に関することとしまして、専決処分をさせていただいたものでございます。

以上のとおりご報告しますので、審査のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

ちょっとお伺いしたいんですけれども、今、概要ということで、道路の舗装の劣化ということなんだけれども、通常、これで、例えば自分の車が通って、道路が段差があったということで、町に損害賠償って請求するんですか。ちょっとその辺が、どこまでが町で、町道だから町なんだろうけれども、そこまでの発想がどういうふうだったのか、お願いします。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、私のほうからお答えをさせていただきます。

町道の管理上、通常、車両が走れるような状態であれば別に問題ないんですけれども、今回のような道路が陥没しているような状態、明らかに町のほうに瑕疵がある状態については、やはり町のほうで瑕疵を認めて、保険対応で相手に補償をしているものでございます。

ただ、車の車高が低いとか、そういうことで下を擦るような状況であれば、別に通常の通行に妨げがないような状態であれば、そういうところは町として見ることはできないですから、その辺はお互い話し合うような状況にはなるかと思えます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

ということは、相手方が道路の陥没だからということで、町に言ってきたというわけですか。ちょっとその辺もお願いします。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

今回の件につきましては、相手側からの報告がございまして、現地を確認した結果、明らかにもう道路が陥没しているような状態で、そこを通行すれば、何らか車には支障が出るというふうに判断しましたので、損害補償として対応をしております。

以上でございます。

○議長 水野智見君

他に質疑はありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、報告第5号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について」を終わります。

○議長 水野智見君

日程第8 議案第63号「蟹江町室及び部設置条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第63号「蟹江町室及び部設置条例の一部改正について」。

蟹江町室及び部設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年12月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町室及び部設置条例の一部を改正する条例。

蟹江町室及び部設置条例（昭和52年蟹江町条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、後ほど一部改正要点で説明させていただきます。

11ページの下段をお願いいたします。提案理由です。

提案理由。この案を提出するのは、室及び部の事務分掌を変更するため必要があるからである。

なお、12ページから20ページまでは新旧対照表となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

21ページをお願いいたします。

蟹江町室及び部設置条例の一部改正要点。

第2条（事務分掌）。総務部の所掌事務である「情報化に関すること。」を政策推進課の所掌事務とし、民生部の所掌事務である「環境衛生に関すること。」及び「公害に関すること。」を産業建設部の所掌事務とする。

附則としまして、第1項（施行期日）。令和7年4月1日を施行日とした。第2項（蟹江町手数料条例の一部改正）。本則の改正に伴う規定の整理。

以上のとおりご提案しますので、ご審議のほどをお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第63号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

日程第9 議案第64号「蟹江町個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第64号「蟹江町個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部改正について」。

蟹江町個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年12月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、後ほど一部改正要点で説明させていただきます。

2ページお願いいたします。提案理由です。

提案理由。この案を提出するのは、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部改正により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い必要があるからである。

なお、3ページから8ページまでは新旧対照表となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

9ページお願いいたします。

蟹江町個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部改正要点。

第1条（蟹江町個人情報の保護に関する法律施行条例）。第4条（審査会への諮問）。第3号中「第2条第9項」を「第2条第10項」に変更。

第2条（蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例）。第4条（定義）。第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に変更。第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に変更。第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に変更。

第3条（蟹江町税条例）。第35条の2（町民税の申告）。第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に変更。第59条の2（施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）。第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に変更。第80条（種割別の減免）。第2項第2条中「第2条第15項」を「第2条第16項」に変更。第125条の3（特別土地保有税の減免）。第2項第1号中「第2条第15項」

を「第2条第16項」に変更。第147条（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）。第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に変更。

第4条（蟹江町都市計画税条例）。附則（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）。第7項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に変更。

附則。施行の日を情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行の日とした。

以上のとおりご提案しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第64号は会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

ここで、総務部次長兼税務課長、住民課長の退席と、民生部次長兼環境課長、保険医療課長、健康推進課長の入場を許可します。

暫時休憩します。

（午前9時30分）

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前9時31分）

○議長 水野智見君

日程第10 議案第65号「令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第8号）」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第65号「令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第8号）」。

令和6年度蟹江町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,318万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131億1,973万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和6年12月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正。追加分としまして、事項、舟入斎苑改修工事。期間、令和7年度。限度額、2億5,171万3,000円。続きまして、事項、舟入斎苑排ガス対策工事。期間、令和7年度。限度額、1億6,088万6,000円。続きまして、事項、教師用中学校教科書・指導書・教材購入。期間、令和7年度。限度額、1,301万1,000円。

8ページ、9ページをお願いいたします。

第8号の補正予算につきましては、歳入の主なものとしまして、民生費関連事業の令和5年度分の精算金の増額と新型コロナ定期接種ワクチン助成金、子ども医療支給費補助金の増額となっております。

それでは、歳入補正でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額2,810万5,000円、1節社会福祉費負担金2,743万7,000円、2節児童福祉費負担金12万2,000円、6節未熟児養育医療費負担金54万6,000円でございます。主な内容と内訳としまして、障害者自立支援給付費等負担金、障害児施設措置費（給付費等）負担金、これらのものに関します令和5年度分の精算金に伴う追加交付金が主な内容となっております。

続きまして、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、補正額6,308万6,000円、1節衛生費補助金、主な内容としまして、新型コロナ定期接種ワクチン助成金でございます。

続いて、16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、補正額1,417万6,000円、1節社会福祉費負担金1,371万7,000円、2節児童福祉費負担金22万5,000円、6節未熟児養育医療費負担金23万4,000円。こちらは先ほどの国庫支出金と同様の県からの支出金の内容となります。主なものとしまして、障害者自立支援給付費等負担金、それから障害児施設措置費（給付費等）負担金、それから、これらに係ります令和5年度の精算に伴う追加交付金でございます。

続いて、2項県補助金、2目民生費県補助金、補正額334万2,000円、1節社会福祉費補助金2万5,000円、3節児童福祉費補助金331万7,000円です。主な内容としましては、子ども医療支給費補助金でございます。

続きまして、20款1項1目繰越金でございます。補正額2,448万円。こちらは前年度繰越

金となっております。

10ページ、11ページお願いいたします。

歳出補正の主なものとしましては、障害福祉サービスの利用料や子ども医療費などの増加に伴う経費、新型コロナウイルスワクチン感染症の予防接種に係る経費、出産・子育て応援事業をはじめとした各事業の返還金などがございます。また、一般職に係る人件費につきましては、例年どおり、当初予算編成時と人事異動後の実際の人員配置で生じた差額を補正しますが、昨年度と同様に総額の増額はありません。

それでは、人件費を除いて、おおむね各款ごとの主なものを中心に説明させていただきます。

10ページ下段お願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額2,392万7,000円。こちら主なものとしまして、次ページになりますが、まず上から4段目になります、国民健康保険繰出事業としまして、減額の1,122万円。こちらは社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の額確定に伴いまして、補正予算第3号で計上しておりました国民健康保険事業特別会計への繰出金を相殺するものでございます。

続いて、その下、障害者福祉事業費3,897万7,000円でございます。こちら主なものとしまして、介護給付費・訓練費等給付費負担金、こちらは就労継続支援・就労移行支援の利用者及び利用頻度の増加に伴う利用料の増加に対応するために増額補正するものでございます。それから、障害児施設措置費（給付費等）負担金、こちらは児童発達支援、放課後デイサービス等の利用者及び利用頻度の増加に伴う利用料の増加に対応するために増額補正するものでございます。

続きまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額489万7,000円。主な内容としまして、真ん中中段下から3段目になりますが、子ども医療事業費になります。こちら、医療機関受診件数及び1回当たりの医療費が見込みを上回ったことによる増額となっております。

続きまして、次ページお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、補正額7,032万1,000円でございます。主な内容としまして、予防接種事業（成人）ということで、7,032万1,000円。こちら、高齢者の新型コロナウイルス感染による重症化を予防するため、定期接種として予防接種を実施するものでございます。

それから、続きまして、5目母子衛生費、補正額1,455万6,000円。こちら主な内容としまして、次ページになりますが、上から4段目になります、出産・子育て応援事業1,394万7,000円です。出産・子育て応援交付金の令和4年度及び令和5年度分精算に伴う国への返還金となっております。

8目保健センター費、補正額127万2,000円。主な内容としまして、保健センター管理費ということでございます。こちら、保健センター内各所で生じております照明設備の故障を解消するための全館LED化工事及び2階で発生しております雨漏りを解消するための屋上防水工事を令和7年度に施行するため設計を実施するものでございます。

続いて、6款商工費、1項商工費、1目商工業振興費、補正額11万6,000円。主なものとしまして、下から2段目になります、商工業振興管理費になります。こちら、蟹江町観光協会の事務補助員の雇用日数等に不足が生じたため、増額補正するものでございます。

続きまして、7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額80万5,000円。土木総務管理費としまして、80万5,000円。こちら職員欠員による補充要員としまして、新規にパートタイム会計年度任用職員を任用するものでございます。

それから、9款になります。9款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額、減額の826万4,000円でございます。主な内容としまして、まず、こちらは人件費で減額がございしますが、21ページの2段目になります、生涯学習推進事業でございます。こちら、学校部活動地域移行の推進のため、学校現場の現状ですとか、地域の指導者について、調査、調整するコーディネーターを新たに配置するものでございます。

以上のとおりご提案しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

歳入も歳出もある予防接種事業で、15ページに、先ほど総務部長からも説明があつて、高齢者のコロナワクチンの定期接種なんですけれども、7,000万円ぐらいで、実際に今、高齢者のワクチン接種ってどのくらい実際に進んでいて、何人ぐらいの規模で、ちょっと考えているのか。また、インフルエンザワクチンみたいに自己負担が極力抑えられているんですけれども、自己負担との割合、これ完全な公費負担で国から入ってくるお金だと思うんですけれども、その辺の割合等をお願いします。

○健康推進課長 小澤有加君

高齢者の新型コロナウイルス感染症予防接種事業についてお答えをさせていただきます。

まず、接種の見込みといたしましては、歳入のほうは80%で組んでおります。歳出のほうでございますけれども、一応60%程度というところで組んではおりますけれども、今、10月15日から開始をされておまして、報告をいただいているのが、実はまだ1か月分しかちょっと今、実績としてはない状況なんですけれども、ざっとなんです、インフルエンザよりは半分以下というところが、今の状況でございます。

あと、自己負担の絡みですけれども、こちらの自己負担につきましては、インフルエンザ

と同様、重症化予防を目的としているところから、自己負担をお願いしているところでございますけれども、額はワクチン費用がかなり大きく関わるところでございまして、海部津島管内統一で方針を決定している状況でございますが、インフルエンザに比べるとワクチン価格がかなり高く設定をされているので、どうしても自己負担をお願いしているという状況になっております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

自己負担が発生するということで、今、まだ高齢者も始まったばかりなんだけれども、実際に、じゃ先ほど答弁あったように、歳入で80%見込んだ申請をしていますよ、歳出では60%ということで、これ、何ていうか、歳入で80%、それってどういうふうに、例えば自己負担をもっと減らしてもらえるものなのか、ある程度決まっているのか、その辺はどうなんですか。歳入的にもらえる金額。

○健康推進課長 小澤有加君

すみません、申し訳ありませんが、歳出80%で組んでおります。申し訳ありません。なので、訂正させていただきます。

歳入と歳出で80%ずつで組んではいるんですけれども、すみません、自己負担のほうは、この歳入、実は、国が昨年度、令和6年度の定期に向けてワクチン接種の価格を決定していく段階でかなり激変をしました。初め、国が想定していた額と実は倍ぐらい高くなりました。どうしても国からの情報が半分の価格で、ほとんど当初予算は、市、町は動いておりましたので、蓋を開けてみると、倍以上のワクチンの価格が設定されたというところで、激変の緩和の措置として、国がスキームを新しく作りまして、助成金を1人、その差額分の助成金が国から市町村へ補助されるというところなんですけれども、担当といたしましては、恐らく来年はないだろうというところで、この助成額は見込んでおりますので、そのままインフルエンザと同じような負担割合というところで、価格を今、自己負担の額は海部管内は設定をさせていただいたところ、4,000円というところに今なっているという状況でございます。

以上でございます。

○議長 水野智見君

他に質疑ありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっています議案第65号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第65号は精読とされました。

○議長 水野智見君

ここで、民生部次長兼環境課長、健康推進課長の退席と住民課長、介護支援課長の入場を許可します。

暫時休憩します。

(午前9時48分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時49分)

○議長 水野智見君

日程第11 議案第66号「令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

ご提案申し上げます。

議案第66号「令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」。

令和6年度蟹江町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをご覧ください。

歳入でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、2目社会保障・税番号制度システム整備費等補助金、補正額1,122万円でございます。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1,122万円の減額でございます。

こちらは補助金の確定に伴う財源構成の変更でございます。そのため、歳出につきましては補正額はございません。

トータル、補正額はございませんので、以上のとおりご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっています議案第66号は精読にしたいと思います。これにご異議ありま

せんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第66号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第12 議案第67号「令和6年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

では、引き続きご提案申し上げます。

議案第67号「令和6年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第3号）」。

令和6年度蟹江町の介護保険管理特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,717万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億8,797万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをご覧ください。

歳入でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、6目地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、補正額1,539万9,000円でございます。

5款県支出金、2項県補助金、3目介護施設等整備事業費補助金、補正額1,377万5,000円でございます。

7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、補正額800万円でございます。

10ページ、11ページをご覧ください。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額2,917万4,000円。内訳は001番介護施設等整備事業費補助金で1,377万5,000円、002番地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金で1,539万9,000円でございます。

続きまして、3款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額が700万円でございます。こちらの内訳につきましては、001番第1号事業支給費（訪問）200万円、002番第1号事業支給費（通所）500万円でございます。

2目介護予防ケアマネジメント事業費、補正額100万円。こちらは各サービス支給費増に

対応するものでございます。

以上のとおりご提案申し上げます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっています議案第67号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第67号は精読とされました。

お諮りします。

精読になっていました選挙第2号「蟹江町選挙管理委員会委員の選挙について」、選挙第3号「蟹江町選挙管理委員会委員補充員の選挙について」、議案第62号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の計3案件をこの際、日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、3案件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

○議長 水野智見君

追加日程第13 選挙第2号「蟹江町選挙管理委員会委員の選挙について」を議題とします。選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。

お手元に配付の指名案のとおり、蟹江町選挙管理委員会委員に「伊藤誠君」「近藤直樹君」「中島正博君」「竹内典子さん」以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました方を蟹江町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました「伊藤誠君」「近藤直樹君」「中島正博君」「竹内典子さん」以上の方が、蟹江町選挙管理委員会委員に当選されました。

○議長 水野智見君

追加日程第14 選挙第3号「蟹江町選挙管理委員会委員補充員の選挙について」を議題とし、選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。

お手元に配付の指名案のとおり、蟹江町選挙管理委員会委員補充員について、第一順位「戸谷浩二君」、第二順位「山田健晴君」、第三順位「水野命子さん」、第四順位「黒川彩子さん」以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました方を蟹江町選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第一順位「戸谷浩二君」、第二順位「山田健晴君」、第三順位「水野命子さん」、第四順位「黒川彩子さん」以上の方が、順序のとおり蟹江町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

○議長 水野智見君

追加日程第15 議案第62号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり可決しました。

○議長 水野智見君

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

(午前10時01分)